

令和4年度 総会議案書

日時 令和4年5月19日(木)午後6時30分

場所 学びの里「めいりん」 1階 講堂

大野地区地域課題解決検討会

令和４年度大野地区地域課題解決検討会総会次第

令和４年５月１９日（木）午後６時３０分

学びの里「めいりん」 １階 講堂

１ 開会のことば

２ 会長挨拶

３ 来賓祝辞

４ 議長選出

５ 議事

議案第１号 令和４年度事業計画（案）について

議案第２号 令和４年度収支予算（案）について

議案第３号 役員（案）について

その他

６ 議長退任

７ 新役員挨拶

８ 閉会のことば

議案第1号 令和4年度大野地区地域課題解決検討会事業計画(案)

(令和4年4月1日～令和5年3月31日)

開催時期	事業名	内容・協議事項
4月	役員会	当年度事業計画案及び収支予算案の作成
5月	理事会	当年度事業計画案及び収支予算案の作成
5月	総会	当年度事業計画案及び収支予算案の審議
5月	理事会	現況調査の体制等について
7月	理事会	現況調査の方法・ミニフォーラム等について
夏季	事業	ミニフォーラム
9月	理事会	現況調査の内容・まちウオーク等について
秋季	事業	現況調査・分析
秋季	事業	まちウオーク
冬季	事業	ミニフォーラム
冬季	事業	現況調査結果の集計等について
冬季	事業	現況調査報告について
3月	役員会	当年度事業実績及び収支決算・次年度事業計画案及び収支予算案の作成
3月	理事会	当年度事業実績及び収支決算・次年度事業計画案及び収支予算案の作成

※ プロジェクトチーム会議を随時開催

【参考資料】 大野地区における地域課題（骨子案）

大野地区内の地区区長会長や団体長等への調査の回答から整理する。

1 区長会各地区会

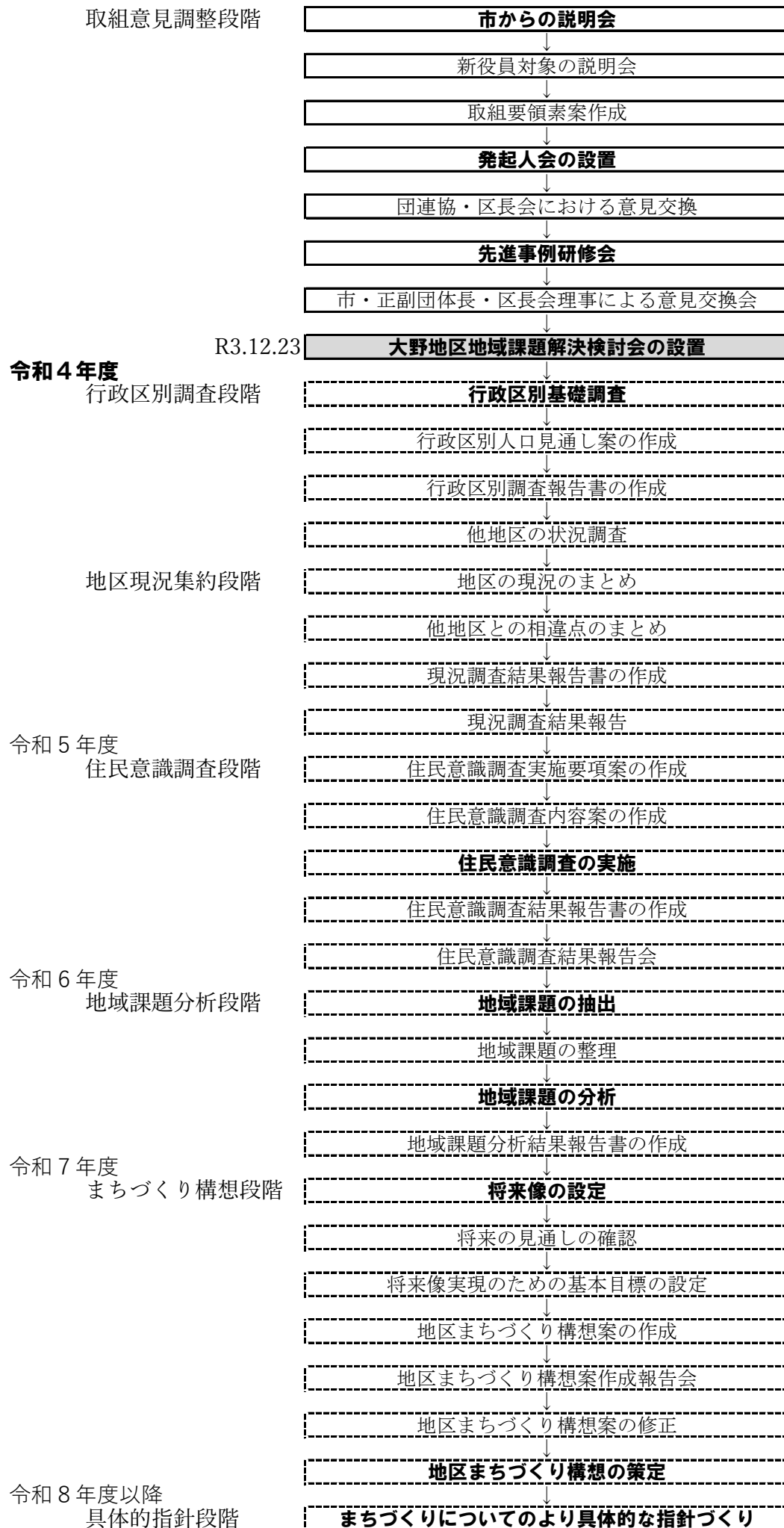
- (1) 大野地区区長会及び各地区区長会の組織の改編
 - ・ 小学校区など大野地区分割を視野に入れた区域の見直し
- (2) 規約の整備
 - ・ 区長や役員の方が一のための事前準備
 - ・ 人的な危機管理
- (3) 区長や役員の負担軽減
 - ・ 区長や役員に区の事務事業を集中させないような役割の分担
 - ・ 区長や役員への報酬等の支給
- (4) 行政区再編の早期推進
 - ・ 高齢化や人口減少への対応
 - ・ 自助・互助・共助による小規模の自治がなされるような規模への組織改変
- (5) 町内における空き家・空き地の対策の確立
 - ・ 町内における移住者の受け入れ策の検討・推進
- (6) 町内外の交流の推進
 - ・ 若手の発掘及び若年時から町内への参画促進
 - ・ 町内運営に係る伝承や啓発

2 各種団体

- (1) 各団体の組織の改編
 - ・ 会員や役員の会議や活動の意義についての理解を深める取組の推進
 - ・ 多くの住民や構成員の参画の下での議論の推進
- (2) 規約の改正
 - ・ 役員構成や活動内容、運営方法、団体活動の意義などの見直し
 - ・ 各団体による課題解決に向けた取組の推進
- (3) 人材育成
 - ・ 会長や役員の人選を視野に入れたリーダーづくり
- (4) 啓発や交流の増加
 - ・ 若者同士及び世代間の交流の推進
 - ・ 子供に関係することについては、学校再編の状況を注視し見直し

➤ 大野地区における地域課題については、この他にも山積又は埋没しているものと想定している。そのためにも、基礎調査や住民意識調査には意義があり実施していきたく、区長及び団体役員にはご協力を願いたい。

【参考資料】 大野地区地域課題解決に向けた取組の流れ（骨子）



議案第2号 令和4年度大野地区地域課題解決検討会収支予算(案)

(令和4年4月1日～令和5年3月31日)

(収入の部)

(単位:円)

項目	本年度予算	付記
負担金収入	15,000	大野地区各種団体連絡協議会 10,000 まちウオーク参加者負担金 5,000
交付金	7,335,000	大野地区各種団体連絡協議会 (結の故郷地域が輝く交付金)
雑収入	1,000	決算利息等
計	7,351,000	

(支出の部)

(単位:円)

項目	本年度予算	付記
事務費	10,000	印紙、振込手数料、事務用品等
会議費	142,000	出席者謝礼、地図印刷等
事業費	1,328,000	ミニフォーラム 201,000 まちウオーク 207,000 現況調査 920,000
委託料	5,863,000	業務委託
予備費	8,000	予備費
計	7,351,000	

【参考資料】大野地区地域課題解決支援業務委託仕様（骨子案）

- 1 業務の発注者 大野地区地域課題解決検討会 ※事務局 大野公民館
- 2 業務の名称 大野地区地域課題解決支援業務委託
- 3 業務の期間 単年度の契約を締結予定（全体で4か年事業を想定）
- 4 業務の内容 初年度の業務の内容は、主に次のとおりとする。
 - (1) 基礎調査の支援

本地区内の行政区及び地区内外の現況を把握するために発注者が行う基礎調査について、受注者は、調査事項の提案、調査結果の集計、分析、作図等の支援を行う。
 - (2) 行政区再編ガイドライン作成の支援

本地区内の行政区が円滑に再編の協議を行うために発注者が行う行政区再編ガイドラインの作成について、受注者は、再編に係る手法、手順等の在り方の提示及び素案作成等の支援を行う。
 - (3) 住民等参加推進の支援

本地区内の住民等の参加を推進するために発注者が行うプロジェクトチーム会議やフォーラム、ワークショップ等の開催について、受注者は、効果的な開催方法の提案、周知物原案の提示、開催支援を行う。
 - (4) 先進的事例等の情報提供

受注者は、本業務に参考となる先進的事例、人材等の情報を収集し、発注者に提供を行う。
 - (5) 報告書の作成

受注者は、本業務の成果を取りまとめ、報告書（図面を含む。）を作成し、受注者が広く公開するために電子データ及び印刷製本物を提出する。ただし、本地区内に広く配布するための印刷製本については、発注者が別に行う。
 - (6) その他

発注者が開催する会議等について、受注者は、求めに応じて出席し、必要な記録、助言、報告等の業務を行う。

議案第 3 号 令和 4 年度大野地区地域課題解決検討会役員（案）

役職名	選出団体・役職名	氏名
会長	大野地区各種団体連絡協議会長 (大野地区区長会長・大野第 2 地区区長会長)	大谷誠治
副会長	大野地区区長会副会長 (大野第 1 地区区長会長)	西本廣行
副会長	大野地区区長会副会長 (大野第 3 地区区長会長・大野地区まちづくり推進協議会長)	米村博之
副会長	大野地区区長会副会長 (大野第 5 地区区長会長)	萩原勢子
常任理事	大野第 4 地区区長会長	篠島一郎
常任理事	大野第 6 地区区長会長	山田照幸
常任理事	大野地区スポーツ協会会長	松原直樹
常任理事	大野長生会長・大野地区社会福祉協議会長	清水武正
常任理事	大野地区子ども会育成会連絡協議会長	松本育倫
幹事	大野地区区長会担当理事（庶務）	松本耕治
幹事	大野地区区長会担当理事（会計）	日種聡志
監事	大野地区区長会監事	清水勇治
監事	大野地区区長会監事	金子美津男

大野地区地域課題解決検討会会則

(名称等)

第1条 本会は、大野地区地域課題解決検討会といい、事務所を大野公民館に置く。

(目的)

第2条 本会は、大野地区における地域課題を把握し、その解決に向けた検討及び取り組みを進めることを目的とする。

(事業)

第3条 本会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 地域課題解決に向けた取組の調査、研究、計画、実践に関すること。
- (2) 関係機関団体との連絡調整に関すること。
- (3) その他目的達成に必要なこと。

(構成)

第4条 本会は、大野地区内の行政区の長及び大野地区各種団体連絡協議会に加盟する団体の役員で構成する。

(役員)

第5条 本会を運営するため、次の役員を置く。

- (1) 会長 1人
- (2) 副会長 3人
- (3) 常任理事 若干人
- (4) 幹事 2人
- (5) 監事 2人

2 会長は、大野地区各種団体連絡協議会長をもって充てる。

3 副会長は、大野地区区長会副会長をもって充てる。

4 常任理事は、理事の互選によるものとし、大野地区内の地区区長会の会長及び各種団体連絡協議会に加盟する団体の会長をもって充てる。

5 幹事は、理事の互選によるものとし、各種団体連絡協議会に加盟する団体の庶務、会計の中から会長が委嘱する。

6 監事は、大野地区区長会監事をもって充てる。

(役員の任務)

第6条 会長は、本会を代表し、会務を統轄する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長が事故あるときはその職を代行する。

3 常任理事は、予算の編成及び事業の計画並びに所属団体との連絡調整に当たる。

4 幹事は、事務局を担当し、会長の指示に従い、本会の庶務、会計をつかさどる。

5 監事は、本会の会計を監査する。

(役員の選出及び任期)

第7条 役員は、総会において選出する。

2 役員の任期は、2年又はそれぞれ所属する団体による任期とする。ただし、再任を妨げない。

3 欠員によって就任した役員の任期は、前任者の残任期間とする。

(理事)

第8条 本会に理事を置き、事業の企画運営及び所属団体における本会事業の周知啓発に当たる。

2 理事は、大野地区内の地区区長会の会長及び副会長並びに大野地区各種団体連絡協議会に加盟する団体の会長及び副会長をもって充てる。

3 理事の任期は、それぞれ所属する団体による任期に準ずる。

4 欠員によって就任した理事の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第9条 本会の会議は、総会、役員会及び理事会とする。

2 会議は、会長が招集する。

(総会)

第10条 総会は、本会の最高決議機関とし、年1回以上、開催する。

2 総会に次の事項を付議する。

(1) 事業実績及び収支決算

(2) 事業計画及び収支予算

(3) 役員の選出

(4) 会則の改廃

(5) その他重要事項

(役員会及び理事会)

第11条 役員会は、会長、副会長及び常任理事をもって構成し、会長が必要と認めたときに開くことができる。

2 役員会に次の事項を付議する。

(1) 事業及び収支に関する事項

(2) 総会に提案する事項及び総会から委任された事項

(3) その他事業の運営に関する事項

3 理事会は、理事をもって構成し、総会において決定された事項及び事業の推進に必要な事項を審議する。

4 役員会及び理事会の議長は、会長が務める。

(助言)

第12条 会長は、事業達成のために関係する市職員等の助言を求め、会議に出席を求めることができる。

(プロジェクトチーム)

第13条 会長は、事業達成のためにプロジェクトチームを構築することができる。

2 プロジェクトチームについては、これを別に定める。

(会計)

第14条 本会の経費は、補助金及びその他の収入をもって、これに充てる。

2 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

附則

この会則は、令和3年12月23日から施行する。